

令和 6 年度第 1 回国分寺市子ども・子育て会議

令和 6 年 7 月 1 日

国 分 寺 市 役 所

第一・第二委員会室

次 第

1 子ども家庭部長挨拶

2 令和 6 年度会議スケジュール

3 諮問書交付

4 議事

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和 5 年度実績）の評価について

5 その他

■ 配付資料

諮問書（諮問第 1 号）（当日配付）

- 6-1-1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画 現行計画評価・次期計画策定スケジュール
- 6-1-2 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和 5 年度実績）の評価について
- 6-1-3 施策評価書及び重点事業評価シート（令和 5 年度）一式（基本目標Ⅰ～Ⅱ）
- 6-1-4 子ども・子育て支援事業計画評価書（令和 5 年度）（第 5 章教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期）
- 6-1-5 重点事業の具体内容票
- 6-1-6 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（実施状況）
- 6-1-7 市職員名簿

令和6年度第1回国分寺市子ども・子育て会議

日 時：令和6年7月1日（月） 午後6時30分～

場 所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

出席者（敬称略）

委 員	川喜田昌代（会長）、田嶋大樹（副会長）、双木良、渡辺雅之、矢山浩輔、 関口幹雄、原弘和、 （オンライン）殿下順子、相馬千鶴、山本一二郎
事 務 局	石丸明子、千葉昌恵、桑野正樹、山元めぐみ、坂本岳人、前田典人、 斉藤幸芳、山田憲晴、末永理彩

会 長	定刻になりましたので、令和6年度第1回国分寺市子ども・子育て会議を開始したいと思います。会議を開催するに当たって、事務局から委員の出欠状況をお知らせください。
事 務 局	本日はお足元の悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。 出欠席の御報告の前に、一点皆様に御報告をさせていただきます。これまで子ども・子育て会議委員を務めていただいております追谷委員ですが、御本人の都合により解嘱願いが提出されました。これに伴いまして、令和6年4月28日付けで本会議委員から解嘱をされておりますことを御報告させていただきます。 それでは改めまして、委員の出席について御報告いたします。 本日は出席10名、欠席1名です。つきましては、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しております。よろしくお願いいたします。
会 長	委員の出欠確認ができましたので、これより、令和6年度第1回子ども・子育て会議を開催します。会議を始めるに当たり、事務局から配付資料の確認をお願いします。
事 務 局	それでは、配付資料の御説明をさせていただきます。今回の会議開催に当たっては、事前に郵送及びメールで資料をお送りさせていただいております。 送付した会議資料等については、開催通知、次第、資料6-1-1から6-1-7でございます。資料番号につきましては、各資料の1枚目右上に表示するとともに、インデックスに資料番号を記載しておりますので、これで御確認いただければと思います。また、本日机上に諮問書の写しと、資料6-1-3の一部差替資料を配付させていただいております。資料の内容については後ほど御説明いたします。 配付資料については以上です。
会 長	資料の確認が終わりましたので、次第1について、事務局よりお願いします。
事 務 局	昨年度は、それぞれ皆様から活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。今年度は例年と比較して少し会議の開催回数が多いのですが、どうぞよ

会 長 事 務 局	ろしくお願いします。 事務局に異動がございましたので、委員の皆様に御紹介ができればと思っております。所属と名前を読み上げる形で、御紹介いたします。 (事務局紹介) 以上、新しいメンバーです。よろしくお願いいたします。 続きまして、次第2「令和6年度会議スケジュール」について、事務局よりお願いします。 資料6-1-1を御覧ください。 国分寺市子ども若者子育ていきいき計画、現行計画評価・次期計画策定スケジュールについて、この資料で令和6年度の会議予定について御説明をするとともに、他の会議との関連性についても併せて御説明したいと思います。 子ども・子育て会議、また計画策定検討委員会について、市民参加ということで、こちらに記載しておりますが、一番上が子ども・子育て会議です。 今年度の子ども・子育て会議は、第1回から第6回までを予定しております。開催日程については、皆様にお知らせをしております。ただし、今年は昨年度と違う点がいくつかあります。昨年度に少し御説明しましたが、今年度は次期計画の策定に関する諮問をさせていただく予定です。 現行計画が令和2年度からスタートして、今年度で終了します。そこで、今、令和7年度から11年度までの5年間の計画の策定準備をしています。これに伴い、委員の皆様には、次期計画についての御議論をいただきたいと考えています。 具体的には、資料に、第2回8月27日、第3回9月17日に、諮問、計画策定、答申と書いてあるかと思いますが、それが今説明した内容となります。 それ以外の第1回、第4回、第5回、第6回については、計画の評価が中心となりますが、必要に応じて、その都度議事を入れさせていただいて御議論いただくことを想定しています。 下の方に記載のある計画策定検討委員会は、まさに今次期計画を策定する準備をしておりますが、この会議とは別の会議体で、役割分担を持って議論しているところがございます。計画策定検討委員会は第1回から第5回を予定しております。この会議の進捗状況などについても、今後、委員の皆様に御説明、御報告をさせていただければと考えております。逆に、子ども・子育て会議で議論した内容についても、計画策定検討委員会に報告することを想定しております。第2回会議以降、その点の御説明をしたいと思います。 計画策定に関する議論をいただく関係で、議論のボリュームが例年より多くなってしまうため、今年度は、会議を1回増やしています。 今年度のスケジュールについての説明は以上です。 スケジュールについて御質問がある方はいらっしゃいますか。それでは、次に次第3「諮問書の交付」です。事務局よりお願いします。 諮問書は本来、市長から直接会長にお渡しするところがございますが、公務の
会 長 事 務 局	スケジュールについて御質問がある方はいらっしゃいますか。それでは、次に 次第3「諮問書の交付」です。事務局よりお願いします。 諮問書は本来、市長から直接会長にお渡しするところがございますが、公務の

会 長 事 務 局	都合のため、子ども家庭部長よりお渡しをさせていただきます。 会長以外の委員の皆様におかれましては、お手元の諮問書の写しを御覧ください。代読いたします。 （諮問書読み上げ） よろしくお願いします。 謹んでお受けいたします。 それでは、諮問書をいただきましたので、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、この諮問に基づいた1件です。議事局より説明をお願いします。 資料6-1-1から資料6-1-6を使って、御説明いたします。 また、お手元に机上配付した資料6-1-3一部差替資料についても、併せて御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。まず資料6-1-2を御覧ください。 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の評価について、昨年も計画の評価を行いましたので、評価の方法については確認程度になりますが、この資料を使って御説明いたします。 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画における令和5年度実績評価の方法は、昨年度実施した令和4年度実施評価と同様の方法で実施したいと考えています。計画の具体的な評価方法については、各施策における市の評価を記載した施策評価書及び施策評価書作成の基礎となる重点事業評価シートを示しています。これを基に、市の評価に対して、第三者、子ども・子育て会議の視点から御意見をいただければと考えております。 市の評価及び外部委員会からの評価の双方を、事業実施所管課への還元を行うことで、PDCAサイクルを確保していくことを想定しております。所管課評価の実施、重点評価シートの作成については御覧のとおりです。重点事業の評価は3段階になっており、この表にあるように、量的・質的・実績評価基準を「a」から「c」、そして重点事業の評価基準を、「A」から「C」で表しています。具体的に申し上げますと、量的・質的を「a」「b」「c」でまず判断して、その量的・質的を総合的に判断した結果を「A」「B」「C」で評価しています。次のページを御覧ください。 施策評価の実施については、最終的に重点事業などを全体的に見て、施策全体としてどうだったのか、これを4段階で表しております。段階評価については御覧のとおりです。国分寺市子ども・子育て会議の評価について、御説明いたします。いきいき計画第4章における評価について、記載のとおり、国分寺子ども・子育て会議には、施策評価書及び施策評価書作成の基礎資料となる重点事業評価シートを提示しています。それぞれの内容を確認いただいて、子ども・子育て会議としての評価をいただきますが、計画の評価については、市の評価と子ども・子育て会議での評価を分けて対になるよう記載して、評価に乖離がある部分を課題として浮き彫りにする方法を予定しています。
-------------------------	---

会 長	従って、特に施策の進捗に関わる評価については、市の評価と同様に、まず４段階の評価基準で該当するものを記載して、必要に応じて、事業を実施するに当たっての課題や取組むべき内容をそれぞれ項目に応じて意見いただくことをお願いしております。 いきいき計画の評価スケジュールについて、先ほど少しイレギュラーな動きをすると申し上げましたが、その御説明したいと思います。 まず、第１回の会議では、第４章の評価、全４つあるうちの基本目標ⅠからⅡをまず評価します。そして、第５章の前半部分までの評価を今日でできればと考えています。また、８月２７日第２回会議では、第５章の後半部分を評価いただければと思います。この事情でございますが、第２回と第３回については先ほどのスケジュールの際に御説明をさせていただいたとおり、計画策定の議論をいただく予定となっています。この計画策定の議論は、現行計画の第５章に当たります。そのため、第４章の途中ではございますが、第５章の評価を終わっていないことには、実績に基づいた次期計画の議論はなかなかしづらいため、第５章の評価を先にしていただいて、後半の第４回以降で残っている第４章評価を行うことを想定しています。最終は１２月６日の第６回をもって、評価内容の最終確認することを予定しています。 評価書全体のイメージについては、昨年度と同様のものを想定しています。具体的には、資料６－１－６でお配りした、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画実施状況を御覧ください。これが昨年度、皆様に御議論、御意見をいただいてまとめたものです。最終的には、令和５年度評価についても同様の形でまとめていくことを想定しています。 今回の評価スケジュールのとおり、この後、この資料６－１－３と資料６－１－４を使って、評価をいただきます。また、資料内に出てくる各事業については、この記載内容だけでは分かりづらいかと思いますので、資料６－１－５を使って、事業の内容などを御確認いただきながら進めていければと思います。 説明は以上です。 事務局から説明がありましたように、本日は資料の６－１－３からを使って、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画第４章の基本目標のⅠからⅡまでと、第５章前半の評価を行いたいと思います。評価は、各基本目標の施策ごとに行いますが、基本目標ⅠからⅡは施策が６個あります。 本日の会議も８時半までには終わられるようにしたいと考えておりますので、８時半までに６個の施策評価を行い、そして、第５章をできるだけ進めるようにしたいと思います。その関係上、一施策に当たり、１０分程度で進める必要があると考えています。そこで、まずは事務局から該当する施策の「国分寺市の評価」の概要を３分程度で説明いただき、その後、皆さんから質疑や御意見をいただく時間にしたいと考えておりますが、委員の皆さんこのような進め方でよろしいでしょうか。
-----	--

事 務 局	限られた時間の中で、有効な議論ができますように、皆さんどうぞ御協力よろしくお願い申し上げます。それでは事務局より、基本目標Ⅰ施策（１）について、資料の説明をお願いしたいと思います。 それではお手元の資料６－１－３を御覧ください。また、一部差替ということでお配りした資料６－１－３差替資料を併せて御覧いただければと思います。まず差し替え理由について御説明をいたします。 通番４を御覧ください。資料６－１－３では６ページに当たります。これは何が差し替えになったのかというと、中段に記載のある令和６年度目標の達成に向けた令和５年度質的目標の欄が、一部文字が消えてしまっておりましたので、差し替えいたしました。また、後ほど御説明いたしますが、通番１７、２６ページに当たる部分が、資料６－１－３一部差替資料の裏面の部分です。 こちらは、下の方に記載がある、令和５年度実績に係る評価及び課題の欄について、量的評価が「a」ということで評価をしていますが、正しくは「b」でございましたので、修正して差替資料をお配りしております。 それでは改めまして、基本目標Ⅰ施策（１）について御説明いたします。１ページを御覧ください。 個別事業の実施状況については重点事業評価シートのとおりです。施策の方向性に係る実施状況について、資料を読み上げます。通番１「利用者支援事業（基本型）の充実」では、親子ひろばの実施場所や児童館、公園など保護者が集まるところに巡回訪問を行い、通番２「出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業」では、対面に加え、電話やオンラインにより相談対応を行うことで、妊娠期から子育て期に渡る不安や負担を軽減できるように支援するとともに、各種子育てサービスに関する情報提供を行った。また、通番２や「産婦・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）」（本計画第５章掲載事業）により、母子の体調や生活状況を確認し、自ら相談に来ることができない方への各種サービスの情報提供や専門職による電話・面接・訪問相談につなげられるよう働きかけた。 通番２で対応した方のうち、継続的な支援や関係機関への連携等が必要な方を通番４「子育て世代包括支援センター事業（「親と子の相談室」を含む）」において把握し、必要に応じて関係機関との情報共有・連携を図りながら対象者への支援を行った。加えて、市内の親子ひろばや子育て支援活動団体等とも連携するため、毎月実施している国分寺子ども・子育て支援円卓会議や、子育て応援パートナー事業における地域ネットワーク構築のための地区連絡会に参加し、通番４について周知を行った。 通番５「保育コンシェルジュ事業」では、保護者からの保育施設への入所に関する相談に対し助言を行い、市内各保育施設の空き状況を把握して、希望に沿った施設を案内した。また、心身に障害がある児童や医療的ケアが必要な児童が入所することを希望している場合は、希望施設との連絡調整や見学の日程調整、同行見学を行った。加えて、発育や発達支援に特に配慮が必要な子ども及びその保
-------	--

	護者への支援や、家事等や経済面で困難を抱えやすいひとり親家庭の生活自立に向けた支援については、通番6「母子・父子自立支援プログラム策定事業」及び通番7「ひとり親家庭自立支援給付金事業」により対象者への相談・支援を継続して行った。 各種子育てサービスに係る情報については、関係部署と連携を密に行うとともに、「暮らしのガイド」や「子育てガイド ホットおれんじこくぶんじ」、各事業において個別に作成しているもの（保育所等入所案内、ひとり親家庭のしおり等）を活用しながら、分かりやすく幅広い子育てサービスに係る情報提供について、各種事業を通じて行った。 重点事業評価シートでは、通番1から通番7です。こちらの施策の進捗状況を踏まえまして、施策の進捗状況については、市としては概ね順調に進んでいると評価、判断をしています。 説明は以上です。
会 長	それでは、事務局から説明をいただきましたので、質疑に入りたいと思います。質問がある方は挙手をお願いします。先ほどお願いしたように、10分程度で進められるように御協力をいただければと思っております。
委 員	通番5の「保育コンシェルジュ事業」について、保育コンシェルジュは、保育幼稚園課の入園相談係とは違うのでしょうか。ケースによって入園相談係に相談する、ケースによっては保育コンシェルジュという判断が難しいのではないかと思います。利用者の目的によって変わるとは思いますが、入園相談係から、この件は保育コンシェルジュに任せるとか、そういった流れがあるのか確認したいと思います。
事 務 局	相談される方が保育コンシェルジュに相談したいということで、直接御相談されるケースもありますし、また入園相談係の他の職員に御相談されて、その相談の内容を踏まえて、保育コンシェルジュにつなぐ場合もあります。そのため、相談される方の相談の内容に応じて、適切に保育コンシェルジュにつなぎ、丁寧に相談に当たっております。その結果が、利用件数が目標に達したということでございます。
委 員	入園相談係と保育コンシェルジュと、どちらも同じような知識を持っているので、みなさんコンシェルジュではないかと思うこともあります。議論から少し外れますが、対応する人によって話す内容が違ったりして、保育コンシェルジュがどうというよりも、全体のレベルアップを図っていただきたいと思います。
事 務 局	保育コンシェルジュについては、保育現場での経験のある保育士の資格を持った職員が保育コンシェルジュ事業に当たっております。それ以外の職員については、保育に関する様々な制度の内容や市内の各園の状況など、基本的に押さえておくべきところはしっかり押さえた上で、窓口対応しなければいけませんので、御指摘いただきました点を踏まえまして、さらに職員のレベルアップ、底上げを図って参りたいと思います。

委 員	今の御意見、本当によく分かります。障害児は特に、保育コンシェルジュを通して御案内させていただくことが多いのですが、保育コンシェルジュによって案内する制度などが少し違うことがあります。保護者が迷わないように、統一性を持った見解を示していただきたいと思っています。
事 務 局	御相談いただいた内容、同じ内容であれば、基本的には同じような説明、回答をしていくべきで、そのように心がけております。しかしながら、今御指摘いただいたように保護者の方にそういった説明があって、困惑されているという声があったことは、担当課としてもしっかり受けとめまして、係として、組織として、より統一性を持った対応ができるように、今後も引き続き情報共有を図って参りたいと考えております。
副 会 長	通番6「母子・父子自立支援プログラム策定事業」と通番7「ひとり親家庭自立支援給付金事業」について、それぞれの評価で量的目標が目標件数に達しなかったという報告がされておりますが、この事業については、特に学校やスクールソーシャルワーカーとの連携が非常に重要ではないかと思っています。 学校で困っているお子さんについては、支援で関わることになるスクールソーシャルワーカーが把握されている情報は多いと思います。恐らく市内ではこういう支援の事業が届いたらいいなという方はいらっしゃるけれども、なかなか届いていない状況だと思いますので、ぜひ教育委員会の方、担当部署とも連携をしていただいて、必要な方に必要な形で支援が届けられるようにしていただければと思います。
事 務 局	所管課に確認したところ、自立支援プログラムの策定件数が減った要因は、なかなか所管課では捉えきれなかったと回答がありました。また、通番7については、昨年度も同様の御質問があったかと思いますが、国の制度であるため、市で内容を変更することが難しい状況です。国も、制度を利用してもらえるよう毎年改正を行っており、昨年度は、高等職業訓練促進給付金について、時限的な措置として適用期間を延ばすような改正を行い、高等学校卒業程度の認定試験合格支援事業についても、対象者が増えるよう制度の拡充をして、給付金の増額を行っています。 高等職業訓練促進給付金については、ハローワークも同様の制度があるので、そちらを使った方がより多い給付を受けられるということもあるようで、それは給付される方が選択していることもあるのではないかなというような回答もありました。 教育委員会との連携は必要かと思しますので、事業所管課に伝えたいと思います。
副 会 長	恐らくこういった制度は申請のハードルが高く、サポートしてくれる人が情報提供してすることが重要ではないかと思っています。その際に、スクールソーシャルワーカーは、可能性のある役割になると思いますので、ぜひその辺り、推進していただきたいと思っています。

会 長 事 務 局	それでは、次に進みたいと思います。基本目標Ⅰ施策（２）について、事務局から説明をお願いします。 資料６－１－３の１１ページを御覧ください。基本目標Ⅰ施策（２）について御説明いたします。現行の計画書では、６０ページから６２ページに当たります。また、重点事業評価シートでは１６ページまでが該当します。 個別の事業の実施状況については重点事業評価シートを御覧ください。 施策の方向性に関わる実施状況については、計画書の６０ページの方向性と照らし合わせて、重点事業がどう影響を与えたのかという観点から評価書を書いています。 通番８「子育て支援活動の推進（地域組織化活動）」では、地域でともに支え合う環境づくりを進めるため、子ども・子育て支援円卓会議を開催するとともに、地域の子育て支援活動団体の協力を得て、市ホームページだけでなく、団体の持つ広報媒体を活用し、イベント等の広報に行った。また、市民活動団体等との意見交換や情報交換ができる場である子ども・子育て支援円卓会議については、オンラインでの開催を恒常化することで、地域の子育て支援団体が参加しやすく、情報共有しやすい環境を整えた。 通番９「こくぶんじ青空ひろば」では、市内１０公園において誰もが安心して立ち寄れる遊びの場を提供し、乳幼児親子のほか、中学生や高校生の積極的な受け入れを行った。また、市民サポーターとして、世代を超えたボランティアの受け入れを行ったことで、公園周辺の地域住民が、子どもの遊びを身近に感じ、子育て支援について理解を深める機会となった。 通番１０「児童館における行事の充実」及び通番１１「児童館におけるボランティア等受入れ事業」では、高齢者ボランティアを受け入れて、読み聞かせやけん玉、おもちゃ病院等を行い、各児童館のまつり等の大規模行事では、地域の防災会・民生委員・ＰＴＡ・学童保護者会等の団体ボランティアの連携・協力を得たことで、多年代や地域との交流につながった。 なお、各事業を実施するに当たっては、土曜日・日曜日のイベント実施・ボランティアの受け入れを行い、学生や働いている方が参加しやすいよう配慮した。 以上を踏まえ、施策の進捗状況については、概ね順調に進んでいると判断しております。 説明は以上です。
会 委 長 員	御意見や御質問ある方、挙手をお願いいたします。 通番１０「児童館における行事の充実」と通番１１「児童館におけるボランティア等受入れ事業」について、通番１１ではボランティアの受け入れ人数が少なく、量的評価が「ｃ」となっていますが、通番１０では行事の開催は多く、それには地域のボランティアや、高齢者のボランティアが関わっていると書いてあります。通番１０と通番１１で矛盾しているような気がするのですが、実態がどうなっているのか教えてください。

事 務 局	通番 10 と通番 11 は、古くからボランティア等に熱心に取り組んでくださっている地域の高齢者の方々がメインとなって、様々な行事に繰り返し御協力をいただいています。そのため、通番 10 は、行事の実施数が多いため評価は高いのですが、ボランティアを継続してくださっている方がたくさん協力をくださっている反面、なかなか新規でボランティア参加をする方が少なく、通番 11 におけるボランティアの合計人数としては、量的目標に達しなかったという現状です。
委 員	確かにコロナ明けでなかなかボランティアが増えづらい現状があるかと思えますので、今後も積極的に活動して、ぜひ増やしていただければと思います。
会 長	ほかに御意見、御質問ありましたら、挙手をよろしくお願いします。
事 務 局	次に、基本目標Ⅱ施策（１）について、事務局から御説明をお願いします。 基本目標Ⅱ施策（１）について事務局から御説明いたします。まず、国分寺市による評価について、個別事業の実施状況については、重点事業シートのとおりです。内容としては、通番 12 から 15 に当たります。 施策の方向性に係る実施状況について御説明します。 通番 12「待機児童解消のための認可保育所の増設」において、本市では就学前児童が増加していることや保育所入所を希望する児童が増えていることもあり、当初の計画にあった令和 4 年 4 月 1 日付けでの待機児童解消を図ることができなかった。そのため、「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」の中間見直しにおいて計画変更を行い、認証保育所の認可保育所への移行や老朽化した民設民営認可保育所の建替えに伴う認可保育所の入所定員の増員（110 人）を行ったが、待機児童を解消することはできなかった。今後は、更なる定員の弾力化やベビーシッター利用支援事業等の活用を検討し、待機児童解消に努めていく必要がある。 通番 13「基幹型保育所システム事業」では、保育施設職員の知識向上のため、乳児保育分野、幼児保育分野のキャリアアップ研修や、重大事故防止・食育等のスポット研修を実施した。また、保育の質の維持向上を図るため、不適切保育未然防止に向けた巡回訪問を実施し、配慮が必要な子に対する保育士の対応力向上のための巡回相談事業も行った。通番 14「障害児保育事業」では、心身に障害のある児童一人ひとりの特性に応じた保育のため、職員加配に対する補助を実施した。 学童保育所については、施設の狭あい解消を目指し、通番 15「学童保育所整備事業」において、第三小学校と第十小学校に新設する学童保育所の工事を進め、施設整備に係る補助金の手続きを行った。また、教育委員会や学校の協力を得て、学校の教室、図書室、体育館及び校庭等の学校施設を活用し、分散保育を行い、子どもが安心・安全に過ごせるよう、放課後児童健全育成事業を実施したことや、学童保育所の放課後児童支援員が放課後子どもプランの関係者と適時情報交換を行いながら、学童保育所を利用する児童が放課後子どもプランに円滑に参加できるよう連携を図った。高学年の受入れについては、現在、定員に空きのある民設民営学童保育所を活用して、4 年生のみ受入れを実施している。 以上を踏まえて、施策の進捗状況としては、概ね順調に進んでいると判断して

会 委 員	います。説明は以上です。 質疑に移りたいと思います。御意見、御質問がある方は挙手をお願いします。 通番 12「待機児童解消のための認可保育所の増設」について、現状は1歳児の待機児童がどうしても解消できないという問題があるのかと思います。対策として、定員を弾力化すると書いてありますが、これについて具体的な対策を検討されているのかということ、それからベビーシッター支援事業の活用で待機児童を解消するということが結びつかないので、そこについて教えてください。
事 務 局	待機児童については、令和4年度が25名、令和5年度の当初は38名、そして今年度24名ということで、若干減ってきている現状です。 現時点では、新たな園を誘致・設置はしない方向で、弾力化などで待機児童を少しでも解消していこうと考えています。弾力化については、各園にお話して、弾力化が実施できるかを確認させていただいた上で、必要面積や保育士の数などを園と協議をしながら進めています。 また、東京都の補助金事業で待機児童対策の一環として、ベビーシッター利用支援事業があります。月の標準時間での保育時間を短期間でも利用できる制度で、個人の方がベビーシッターと契約をすることになりますが、保育園と同じように使える制度として準備を進めています。
委 員	弾力化というものが、なんとなく分かるのですが言葉として少しぼんやりしているもので、認識を合わせたいと思います。具体的にどういったことをするのか教えてください。
事 務 局	弾力化というのは、例えば1歳児が6人入れる園があったとして、その1歳児の保育室の面積が、6人以上で利用できる広さがあって、かつ保育士の準備ができる場合は、その保育室の面積の大きさまでは、1歳児を増やすことができる、といった仕組みです。 その条件に合致する保育園に御相談をして、協議をした上で保育園の1歳児の人数を増やして、待機児童が解消できるように努めております。
委 員	それって現実的に難しいのではないのでしょうか。例えば1歳児の定員が6人のところ、8人まで増えたとして、2歳も同じ定員だった場合、どうなるのでしょうか。
委 員	1歳児クラスは弾力化で6人から8人まで増えても、その次の2歳児クラス、3歳児クラスに同様の保育室の広さがあるのか、また、今は保育士不足で採用も困難な状況です。国分寺市は子どもの数は増えていますが、少子化は緩やかに進んでいますから、先を見据えて新しい保育園を作るのをやめて、今ある保育園の弾力化やベビーシッターで対応しよう、認可外の保育園を認可して1歳児から入れる保育園を作ろう、という考えはよく分かります。しかし、保育園の弾力化にも限度がありますので、例えば老朽化した保育園の建て替えをしやすくなるような施策を考えていただきたいと思います。 また、人手不足については、高齢化などでボランティアやこれまで子育てに協

事務局	力していた人たちが少なくなっている問題もあると思います。 保育園の弾力化や定員を増やす対策もあると思いますが、0歳児クラスが8月の段階で80人以上空きがあって、経営の危機に陥るような状況で定員を増やすよりは、定員はそのまま、外部の力を借りるような施策が必要ではないでしょうか。現場の人間としてはそのように思います。 少し補足しますと、定員の弾力化については、ここ数年、1歳児の待機児童がいる状況を踏まえて、各園に依頼をして、すでに令和6年度についても、12施設で計32名の1歳児を弾力化によって各園定員を超えて受け入れをしていただいています。2歳児の定員との段差を考慮した上で、定員を超えてどの程度受け入れられるのか、面積などの調整した上で、各園、1名、2名定員を超えて受け入れいただいております、その積み上がった数字がプラス32名です。 一部の園ではまだ弾力化していないところもあり、その中で面積など弾力化が可能な園には、保育士不足で本当に大変な状況のためその兼ね合いもありますが、個別に協議調整をしながら、来年度以降、定員の弾力化をさらに広げていくことをまず一つの方策として考えています。 また、0歳児の定員については、令和5年度で50名、令和6年度で80名、定員に空きが生じているような状況です。そのため、一部の園ではありますが、0歳児と1歳児をしっかりと壁で仕切っているような形ではなく、簡易的な仕切りで仕切って保育しているような園については、その仕切りを移動することで、0歳児の定員を減らして、1歳児の定員を増やすような調整を考えています。年齢別のニーズに合った定員調整や定員設定をすることで、1歳児の枠をさらに広げるという方策も、ここには記載しておりませんが考えております。そういった施設整備によらない様々な手法を使って、待機児童は24名と減ってはおりますが、市としては待機児童解消を目指しておりますので、そういった方向で進めたいと考えております。 また、待機児童となってしまう、仕事をしなければならないのに預け先に困ってしまった場合は、東京都が実施しているベビーシッター利用支援事業、これは1日11時間ベビーシッターが利用でき、1時間当たり150円の自己負担で利用できますので、こういった事業を活用しながら、子育て支援を進めていきたいと考えています。
委員長	具体的なお話が聞けて良かったです。ありがとうございます。 0歳児の定員に空きがあるということは、次年度の1歳児で入園しようとする保護者の方が、育児休業をぎりぎりまで取ることができますから、保護者の方にとっては良いことです。実績としては1歳児の待機児童は減っていくと思いますが、その裏には0歳児の定員が空いている現実があります。ですから、1歳児の待機児童も非常に問題ですが、0歳児の空きも保育園にとっては同じくらい大変な状況であることは認識いただきたいと思います。 ほかに、御意見や御質問はありますか。

委 員	通番 15「学童保育所整備事業」について、民設の学童は整備できる物件がなく事業者からの応募がなかったということですが、この辺り詳しく御説明いただけますか。
事 務 局	民設民営の学童保育所を誘致するため運営事業者を募集していましたが、募集をした小学校区について、事業者が物件を探したものの、どうしても見つからないということで、結果的には、整備ができなかった経緯があります。募集期間を延長しながら、どこかの事業者が物件を見つけて応募いただけないかと試みましたが、二方向避難の確保など学童保育所の施設条件に合う物件が見つからなかったようで応募はありませんでした。
委 員	通番 15 について、二点あります。まず重点事業評価シートについて、学童保育所の整備という項目が大きく一つあり、その中に公設と民設とどちらも記載があるという構成になっています。公設については目標を達成しているけれども、民設は整備ができず目標達成できなかったの、結果として評価は「C」と書かれています。公設の方は順調に進み、せっかく目標を達成しているのに、合わせて「C」としてしまうのは、事業全体がうまくいかなかったように見えるので、この書き方はもったいないのではないのでしょうか。
事 務 局	もう一点は、公設の学童保育所について、トイレの整備やアプリの配信など学童保護者連合会が過去に意見として挙げていたものを今年度から対応いただけるようになり、多大な御尽力をいただきましたが、ここには書かれておりませんので、そういったところも実績として記載していただいてもいいのではないかと思います。
事 務 局	この重点事業評価についてはあくまで学童保育所の設置を大きな目標としておりまして、今年度、民設は1施設も設置できなかったため、このような評価となっております。これまで民設民営学童保育所を募集していた第八小学校区については、公設学童保育所として整備できるよう進めている状況です。
委 員	また、トイレの整備やアプリについて、学童保育所整備事業における目標は設置であり、目標の捉え方が違いましたのでこちらには記載しておりません。
事 務 局	ほかのページに書いてあるということではなく、このいきいき計画ではそういったことは記載していないということですのでよろしいでしょうか。
委 員	個別の学童保育所の整備については、重点事業としては挙げておりませんので、ここでは設置に関する事業のみを記載しております。
委 員	分かりました。私から保護者の方たちに進捗としてお伝えしたいと思います。
委 員	ほかに御意見、御質問はございませんか。
委 員	私も通番 15 について、今お話を伺いまして、目標である民設の学童保育所を設置できなかったということで、評価が「C」というのは仕方がないと思います。学童の誘致はなかなかハードルが高いと思いますので、民設でできないということであれば、先ほどおっしゃった第八小学校の例のように公設で進めて、将来的に民営に移行するとか、そういったことを考える必要があると思いました。

事務局	市としても、公設でできる場所とできない場所とございますので、様々な状況を踏まえながら、学童保育所の狭あい状況を解消できるよう努めたいと思います。
副会長	学童保育所についての質問です。今は全入で待機児童はいないということでしょうか。
事務局 会長	本市では、公設学童保育所に関しては全入でお預かりしております。 基本目標Ⅱ施策（２）に移りたいと思います。事務局から説明をよろしくお願いいたします。
事務局	基本目標Ⅱ施策（２）の説明を行います。まず個別事業の実施状況については、別紙重点事業評価シートのとおりでございます。通番 16 と通番 17 に当たる部分です。 施策の方向性に係る実施状況について御説明いたします。通番 16「男性が家事・育児に参画するための環境づくり」では、男性が家事・育児を担うことへの意識啓発として、男女共同参画週間や国際ガールズ・デー企画で「男性の育児参画・女性の社会進出」を啓発するポスターを掲示した。また、男性ジェンダーをテーマに、性別に基づくアンコンシャス・バイアスを解消するための講座を開催し、仕事と家庭との調和を実現するための意識づくりとして情報提供を行った。なお、本講座は平日の開催だったが、オンラインにより実施し、フルタイムで就労する父親も含め多くの方が参加できるよう配慮した。通番 17「特定事業主行動計画の推進及び啓発」では、「国分寺市特定事業主行動計画」の改定を行い、男性の育児休業を促進するため目標値を修正した。職員に対しては、改定内容や休暇制度について、庁内電子掲示板へ案内文書を掲載したほか、新任職員研修を通じて各種休暇制度を周知し、子が生まれた職員には直接育児休業取得等の勧奨を行った。 以上を踏まえて、施策の進捗状況としては、順調に進んでいると判断しています。説明は以上です。
会長	通番 16、通番 17 に関して御意見、御質問がございましたら、挙手をよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、次に基本目標Ⅱ施策（３）の御説明をお願いいたします。 基本目標Ⅱ施策（３）について御説明します。 個別事業の実施状況については重点事業評価シートのとおりで、通番 18 から通番 27 の取組です。 施策の方向性に係る実施状況について御説明します。通番 18「地域の子どもの居場所づくりの推進」では、子どもの居場所づくり関係者懇談会を実施して、市内の子どもの居場所についての情報共有を行い、推進への方策を検討した。年代を問わず、外国にルーツを持つ子どもや障害のある子ども、生活に困難を抱える家庭の子どもを含め、全ての子どもに居場所を提供できるよう、各事業で様々な体験ができる環境づくりや機会の提供を行った。通番 19「子ども対象事業」では、子どもたちが自ら公民館に興味を持ち、集うように、芸術、文化、科学、スポーツなどあらゆる分野の学びの機会を提供した。通番 20「子ども活躍の場の創出」

		では、子どもたちに図書館を身近に感じてもらえるように、「一日図書館員」を市内図書館3館で実施した。通番 21「児童館における行事の充実」では、読み聞かせや工作、人形劇、収穫体験、観劇会、ジョイントライブ、各児童館のおまつり等、子どもたちの各年齢や発達段階に応じた行事を実施した。また、児童館が不登校児童の居場所の一つとなれるよう、国分寺の不登校を考える会等の主催で、いずみ児童館とともまち児童館で「平日おひるまの児童館」を開催した。通番 22「スポーツセンター、プールの個人開放」では、子どもたちの居場所の提供として、各体育施設を個人に開放した。通番 23「国分寺市プレイステーション事業」では、乳幼児とその保護者及び青少年がいそいそと安全に遊べる居場所として、妊婦や障害を持っている方であっても利用しやすい環境を整備した。通番 24「こくぶんじ青空ひろば」では、児童の放課後の居場所として、公園を活用した遊びの場を提供した。通番 27「放課後子どもプラン」では、多くの子どもに安心して過ごせる居場所を提供できるよう、大人の見守りのもと、各校で様々なイベントを実施した。また、学校の特別教室等での活動（学びの場）の実施回数を増やした。通番 25「公園・緑地の整備」では、子どもたちが安心・安全に過ごせる場を提供するため、今後の整備に向けた測量及び設計を行い、市民説明会を開催した。通番 26「遊具の更新」では、子どもたちが居場所として選択できる環境を整えるため、安全・安心に利用できる公園としての維持管理を行った。 以上を踏まえて、施策の進捗状況としては、順調に進んでいると判断しています。説明は以上です。
会 委 員	長 員	御意見、御質問のある方は、挙手をよろしくお願いいたします。 通番 22「スポーツセンター、プールの個人開放」について、重点事業評価シート内で体育施設という文言が出てきますが、スポーツと体育という文言に使い分けはあるのでしょうか。スポーツと書くほうが時代に合っているように思います。
事 務 局		市の条例で体育施設条例という条例があり、それに合わせて所管課でそのような表記をしたのではないかと推測しますが、いただいた御意見については、その使い分けの状況なども確認しながら、所管課に伝えたいと思います。
会 長		ほかに御意見、御質問ありましたらお願いいたします。
事 務 局		それでは、次に基本目標Ⅱ施策（4）です。事務局から説明をよろしくお願いいたします。 基本目標Ⅱ施策（4）について御説明します。 個別事業の実施状況については重点事業評価シートのとおりです。こちらは通番 28 から 36 に当たる部分です。 施策の方向性に係る実施状況について御説明します。子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性を留意し、通番 28「安全設備の設置」では、通学路点検等で要望のあがった危険箇所に対して、区画線や街灯の設置及び修繕等を行い安全な道路交通環境の整備を進めた。また、通番 29「交通安全運動市民のつどいの開催」では、市民のつどいを開催し、子どもが被害者となる交通事故が依

	然として多いことを参加市民と共有し、交通マナー及びルールを確認した。加えて、子どもたち自身が交通事故に遭わないようにする取組として、通番 30「交通安全教室の開催」では、子ども自身が交通事故に遭うことを防ぐため、第三中学校と国分寺高校にて交通安全教室を開催し、交通安全学習を実施した。子どもたちが犯罪に遭わないよう、安全なまちづくり向け、通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」では、自主防犯活動団体や、地域防犯パトロール協力事業者による防犯パトロール及び登下校時の防犯活動を推進するため、防犯講話や防犯まちづくり委員会での周知、防犯用品の支給、防災行政無線を利用した見守り放送を行った。また、通番 32「事件情報等の迅速な提供」では、防犯講話等でメール配信の登録方法等を記載したチラシを配付して周知を行い、教育委員会からの情報に基づき不審者情報を配信した。通番 31 及び通番 32 を通して、子どもたちが犯罪に遭わないよう、安全なまちづくりの体制を確保した。そのほか、子どもの遊び場・居場所となる公園等や、水や土等子どもが触れる自然環境等子どもを取り巻く生活環境が安全に保たれるように、通番 33「水質分析等調査」、通番 34「大気環境分析等調査」、通番 35「ダイオキシン類調査」、通番 36「放射能対策の各事業で調査・分析」を行い、子どもを取り巻く生活環境の安全性を確認した。 以上を踏まえて、施策の進捗状況としては、概ね順調に進んでいると判断しています。説明は以上です。
会 長 委 員	御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。 通番 31「自主防犯活動団体及び地域防犯パトロール協力事業者による防犯活動の実施」について、私の子が通っている小学校の通学路で、旗を持って見守りをしてくださっていた高齢者の方が2名、4月にお辞めになったという経緯があります。これと関連するかは分かりませんが、通番 31 では、協力事業者や自主防犯活動団体の量的目標を達成しておらず、防犯については皆さん重要だと思っていらっしゃると思うのですが、防犯活動を行う方が、コロナ禍などもあり、減少しているような気がします。先ほど申し上げたような登校時の見守りをしていただけの方などを募集して増やすということを、積極的に行っていただきたいと思います。 また、協力事業者について、市との関係性が不明なのですが、補助金の交付など事業をサポートするようなことをしているということでしょうか。防犯に協力してくれる事業者を増やすことが解決策になるように思いましたので、教えてください。
事 務 局	どのような団体が協力事業者になっているかは、申し訳ございませんが把握しておりませんので、所管課に確認して回答したいと思います。 また、別件ですが、消防活動団体等については、数が減っている状況もありましたので所管課の方に確認したところ、自主防犯活動を始めた当初からの団体が多く高齢化とともに活動ができなくなってしまうと、活動団体数が減っている状

委員	況があります。また、活動する場合に保険をかけていますが、ここに記載しているのはその保険を掛けている団体の数で、活動はしているけれども保険を掛けない団体というのもあるようです。そういった実態が把握できたので、そういう団体にも時機を見て保険をかけてもらって、この活動団体数に入るような集計をしていきたいということを所管課から聞いております。 ボランティア団体を増やすことは難しいと思いますので、協力事業者を増やすことが大切かと思います。量的評価で協力事業者については触れられていないようだったので、協力事業者を増やすこともぜひ御検討いただけたらと思います。
事務局	協力事業者等について、示していただいた視点を所管課に伝えたいと思います。 通番 30「交通安全教室の開催」について、令和 6 年度目標は交通安全教室を年 2 回市立中学校等で開催すると記載されており、令和 6 年度目標達成に向けた令和 5 年度の目標は、市立中学在学時に一度は交通安全教室を受講できるようにすると記載されています。令和 5 年度については、第三中学校と国分寺高校で実施したと実績に記載があるのですが、これは中学校 2 回、高校 1 回ではだめなのでしょうか。
事務局	この事業については、所管課で年次計画を定めており、計画のとおり実施されたと認識しております。市内中学校は 5 校ございますので、そこに国分寺高校を加えた 6 校で 2 校ずつ講習をすることで、在学時に一度は講習を受けられるという仕組みになっております。 国分寺高校とは分けて中学校に年 2 回講習を実施したほうが良いのではないかと、という御意見については、所管課にお伝えいたします。
委員	ありがとうございます。中学生に交通安全について学んでもらうことは大変重要だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。
委員	今のお話に関連して、昨年も在学時に 1 回の講習では足りないのではないかと、例えばいくつかの中学校合同で実施するなど、講習を受ける機会を増やす取組をしてはどうかという意見があったかと思いますが、いかがでしょうか。計画に毎年 2 校で実施すると書いてあったとしても、それが足りていないとなった場合、計画のとおりやっているからいいというものでもないように思います。
事務局	昨年、委員の皆様から合同で講習を開催してはどうかという御提案がありましたので所管課に確認したところ、この講習は授業のコマの一つとして実施をしているようで、移動時間がほかの授業時間に食い込んでしまうことなどを考えると、なかなか合同で実施するのは難しいということでした。
委員	通番 32「事件情報等の迅速な提供」について二点質問です。令和 6 年度目標の量的目標が「登録数 21,000 件」となっておりまして、「令和 6 年度目標達成に向けた令和 5 年度目標」が「登録数 21,500 件」となっております。令和 6 年度目標に対して、令和 5 年度目標が上回っているのですが、これはどうなっているのでしょうか。
事務局	こちらについては、所管課に確認して、後日回答いたします。

委 員	二点目の質問ですが、事件情報等について、教育委員会からの情報提供を受けて配信をしていると記載があるのですが、配信する情報と配信しない情報はどのような基準で決められているのでしょうか。私の知っている範囲では、交通事故などは配信されておりませんでした。保護者の方の中には、このメールで配信されるものが国分寺市内の全ての事件であると認識されている方もいらっしゃるので、配信しない情報があるのであれば、こういった事件は配信しないと示していただきたいと思います。ホームページを見たところ、事件を配信するということしか書かれていなかったのもう少しその辺りをはっきりさせて欲しいと思います。
事 務 局	事件情報の配信について、配信する情報の基準については所管課に確認して、後日回答いたします。
委 員 会 長	可能な限りで結構ですので、よろしくお願いいたします。 そのほかに御意見、御質問はございますか。 それでは、第4章の評価はここまでとし、第5章の評価に移ります。第5章については、例年に従い4つの区分に分けてそれぞれ評価を行います。まず「幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業」の区分について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	第5章の説明に入る前に一点だけ、訂正をさせていただければと思います。施策評価書 23 ページ、第4章の基本目標Ⅱ施策（2）の施策の進捗状況について、順調に進んでいると記載しています。これは当初、該当する重点事業が全て「A」評価だったためにこのような進捗状況としておりましたが、今回机上で差し替え資料としてお配りさしていただいた通番 17 にありますとおり、量的評価を「a」から「b」に変更したため、結果として、政策の進捗状況については、概ね順調に進んでいるということで、訂正させていただければと思います。 改めまして第5章について、御説明いたします。 資料 6-1-4 を御覧ください。子ども・子育て支援事業計画評価書（令和5年度）を使って御説明いたします。 先ほど会長の方から御説明がありましたように、令和5年度実績については、4つの区分に分けて御説明いたします。まず、この資料を開いて、1 ページを御覧ください。このとおり、4つの区分に分かれており、まずは一つ目の部分である幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業等について、御説明したいと思います。 資料 3 ページを御覧ください。計画書では 111 ページに当たります。この計画の策定の議論を第2回、第3回で予定していますが、非常に関連性が強いものですので、第5章がどのようなものか、改めて少し御説明してから、実績の説明をしたいと考えています。 計画書の 112 ページを御覧ください。本計画上の繋がりに記載があるように、この第5章は、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の内

容が網羅されたものとなっています。この中で、量の見込みと確保方策という言葉が、繰り返し説明として出てきますが、簡単に申し上げると、量の見込みというのは利用者からのニーズ、必要量です。また、確保方策は、そのニーズ、必要量に対してどれだけ市が確保できているのか、確保しようとしているのかを数字で表したものです。

それでは、改めて一つ目の区分である幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業等について御説明します。資料の3ページを御覧ください。

幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業等につきましては、記載のとおり、各施設等に対して、就学前児童の量の見込みとして、利用者のニーズをどれだけ見込んで、その見込みに対してどのくらい確保できたのかを、令和5年度の市の実績として記載したものでございます。

表の中で、児童数から3号認定保育利用率（D）までが、令和5年4月1日現在の状況となっています。また、1号認定、2号認定、3号認定とありますが、この認定区分は、計画書の160ページに記載がありますので、そちらを参照いただきながら資料を御覧いただければと思います。

この3ページの左側半分が計画値、右側半分が実績値です。なお、この計画につきましては、本来計画書117ページの数字になりますが、先ほども御説明したとおり、計画につきましては、令和4年10月に中間見直しを行ったので、中間見直しの冊子、10ページの数字を計画として記載しています。計画値に対して実績値がどうだったのか少し御説明いたしますと、まず、児童数について、0歳が計画では925人を見込んでいたのに対して、実際には946人だったことから、実績の方が21人多く、1歳が計画1,043人に対して実際は1,007人と、36人少ない結果となりました。2歳は計画1,045人に対して実際は1,044人で、計画より1人多く、3歳以上が計画値3,183に対して、実際には3,177人と、6人、計画よりも少ない人数となっています。

非常に細かいお話になりますが、つまり、就学前児童人口を、計画値では6,296人と見込んでいたのに対して、実際には6,274人でございました。計画値よりも実績値のほうが22人少なかったわけですが、概ね計画値のとおりの実績と考えています。

続きまして、量の見込みです。3号認定の0歳については、計画値293人に対して実績値298人で5人増、1歳については計画値665人に対し、実績値は683人と18人増、2歳については、計画値657人に対して、実績値が705人で48人増と、計画書よりも多い見込みが出ております。

このことから、児童数の実績は計画値よりも若干少なかったものの、2号・3号認定の量の見込みは増えていることが分かります。その下の確保方策ということで、種類別の施設名などを記載していますが、特定教育・保育施設、未移行幼稚園、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠、認可外保育施設ということで、令和5年4月1日の状況としては、計画と概ね同じ量を確保しており

会 長 事 務 局	ます。 結果、量の見込みに対して過不足がどうだったのか、令和5年4月1日現在では、3号認定の量の見込みは、計画量の実績の方が多かったことから、計画以上に不足した結果が出ているということになっています。 続きまして、この過不足に対して、当該年度までに新たに確保する量、結果的に見込み量と確保量を比較して、不足している部分をどれだけ確保しようとしたのかを表したのが、当該年度までに新たに確保する量です。 認可保育所の老朽化に伴う建て替えや認証保育所の認可化などを行う際に、1歳の受入人数を増やすことについて、事業者と協議を行いました。このことにより、令和6年4月1日付の拡充に向けて対応してきました。最終的に確保後の過不足につきましては、3号認定の1歳の過不足が増えたということになっております。 なお、実際の待機児童等、過不足数については、時点がずれること、またその他の要件も異なるため、必ずしも実際の待機児童数と、この数字は一致しない状況が起きますけれども、ここから分かることは、計画として想定していた以上に、見込み量が増えたことにより、1歳の保育定員が不足したことです。以上、一つの区分としての御説明は以上です。 保育所、認定子ども園、地域型保育事業等に関して、御意見、御質問ありましたら、挙手をお願いいたします。 次の地域子ども・子育て支援事業について、事務局から説明をよろしく願いいたします。 資料の4ページ、地域子ども・子育て支援事業について御説明します。 御承知のとおり、第5章にある各事業につきましては、第4章でも重点事業として掲げているものもあります。先ほどの保育所についても同様ですが、第5章の計画に記載している数値の単位、具体的な施設数や事業数、また延べ利用人数などについては、国からの指針に基づいて策定をしております。第4章、第5章の両方に掲載している事業であっても、第4章の重点事業における目標値と異なる場合がありますが、このような事情から起きているということを改めてお伝えさせていただきます。 そもそも各事業がどのようなものなのか、事業名だけでは分かりづらいかと思いますので、事業概要を確認されたい方は、お手元の計画書を御覧いただければと思います。私からは補足の部分や、量の見込み、確保方策の実績値を中心に御説明いたします。 まず（１）利用者支援事業について、計画書では120ページに当たります。この120ページの表にもあるとおり、国の指針に基づき、基本型、特定型、母子保健型の3つの類型がありまして、それぞれ対応した事業が紐づいています。 基本型には二つの事業があり、そのうち一つが、利用者支援事業、子育て応援パートナーです。こちらは子育て相談室が所管しており、第4章、重点事業の通
-------------------------	--

	番 1 です。計画書では 57 ページに掲載しています。 また、基本型 2 つ目の事業は、子育て世代包括支援センター事業で、今年度から子育て相談室で所管しています。重点事業の通番 4 で、計画書では 58 ページに掲載しています。 続いて、特定型、保育コンシェルジュ事業です。こちらは保育幼稚園課で所管していますが、第 4 章では、重点事業の通番 5、計画書では 59 ページです。 そして、母子保健型、出産・子育て応援（ゆりかご・こくぶんじ）事業です。こちらも子育て相談室が所管していますが、重点事業の通番 2、計画書では 57 ページです。子育て世代市包括支援センターや出産・子育て応援事業などについては、当初健康推進課で所管していましたが、今年度より子育て相談室が所管しています。いずれも、第 4 章で言えば、基本目標 I 施策（1）に掲げられる重点事業に紐づくものです。 令和 5 年度の実績値について、最後の差引部分がマイナス 1 表記となっています。先ほど基本型は 2 つの事業があると御説明しましたが、基本型については、子育て世代包括支援センター事業について、量の見込み、確保のところが事業数 1 となっており、残りは利用者支援事業、子育て応援パートナーです。 令和 5 年度の確保方策の不足分は、計画書 121 ページの今後の方向性にも記載していますが、基本型、利用者支援事業となっています。地域子育て支援地域拠点事業と利用者支援事業（基本形）を合わせて実施する地区拠点親子ひろばというものが本市にはありますが、それが市の東側と西側、それぞれ 1 か所ずつ整備しており、この事業については、今までなかった市の中央部にもその拠点が必要であることから、1 か所整備することを計画しています。 基本型のところの実績値は 4 と記載されていますが、3 プラス 1 ということで、子育て応援パートナー事業数が 3、先ほどの子育て世代包括支援センター事業数が 1 でございます。不足分については、計画に記載のとおり、令和 6 年度に確保する計画となっておりますので、差し引きがマイナス 1 ということになっている事情でございます。 続きまして、（2）時間外保育事業です。 こちらはいわゆる認可保育所での延長保育です。量の見込みと確保方策、実績値について、国の指針に基づき、量の見込みについては、定期利用人数を実績値として挙げております。つまりスポットと言われるような、その都度申し込んで利用される数は含んでおりません。この事業は、在園児を対象としている事業でございまして、確保方策は 4 月 1 日時点の認可保育所の定員数となっております。一方で、実績値については実際に利用者した人数です。 （3）放課後児童健全育成事業でございます。こちらについては第 4 章で、重点事業の通番 15 として掲載している事業でございます。計画値は、令和 4 年 10 月の中間見直しをした数値となっておりますので、中間見直しの冊子をあわせて御覧ください。
--	---

	まず量の見込み（Ａ）について、低学年児童については、実績値が計画値の見込みを上回っており、本市が想定した以上に利用人数が増えているという結果となりました。また、高学年児童につきましては、計画値は、障害のある高学年児童を含めた高学年児童全体の見込み数になっているのに対して、実績は、高学年児童については、障害のある児童以外の受け入れは民設民営学童保育所において試行実施はできているものの、正式な実施に至っていないため、実績値には障害のある高学年児童を受け入れた人数のみを記載しております。その関係から、量の見込み全体でいうと、計画書を大きく下回った数値となっているのは、御覧のとおりでございます。 確保方策（Ｂ）につきましては、令和４年４月に民設民営学童保育所を１施設開所しましたので、低学年の確保方策が計画値より３０人増加しております。一方で、当該年度までに新たに確保するよう、量（Ｄ）につきましては、計画していた民設民営学童保育所の整備ができなかったため、新たな確保する量は、計画では９０人でしたが、実績値は０人となっております。 なお、公立学童保育所の整備につきましては計画のとおり進んでおりまして、令和７年４月の開所に向けて、第三小学校、第十小学校にて工事を今進めているところでございます。 （４）放課後子どもプラン（放課後子ども教室）でございます。こちらは第４章では重点事業通番 27「放課後子どもプラン」で、計画書 78 ページに掲載をしている事業でもあります。この事業は、基本的に利用を希望されるお子さん全てが利用できる事業であることから、実績値については、量の見込みと確保方策が同数となっております。 （５）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）です。こちらは第４章、重点事業通番 41「支援ニーズに応じたサービスの提供の充実」の事業内容として、４つ挙げさせていただいている事業の中の一つになります。計画書では、89 ページに掲載しております。この事業の量の見込みの実績値につきましては、53 人で、単位のとおり延べ利用人数となっておりますが、確保方策につきましては、もともと計画値が児童を受け入れることのできる施設の年間利用可能日数を掲載しておりますので、実績値についても年間利用可能日数を記載しております。 （６）乳児家庭全戸訪問事業です。こちらについては生後 120 日までの乳児のいる全ての家庭に訪問する事業になっておりますので、量の見込みと確保方策は同数となり、差引は０となっております。 （７）養育支援訪問事業です。こちら先ほどの子育て短期支援事業（ショートステイ事業）同様に第４章では重点事業通番 41 の４つの事業の一つとして掲載をしているものになります。計画書では、89 ページに掲載しております。 この事業については必要なときに利用する、実施するものでありますので、量の見込みと確保方策は同数となり、実績値の差引は０ということになります。 （８）地域子育て支援拠点事業です。こちらは先ほど「（１）利用者支援事業」
--	---

会 長	でも説明させていただきましたが、第4章では重点事業通番 37「親子ひろば事業の充実」として計画書では、87 ページに掲載している事業です。こちらも「量の見込み」及び「確保方策」は同数ですが、実施箇所数については、令和6年度までに増やすことを1か所増やす計画していることから、実績は、計画数よりも1か所少なくなっています。 次に6ページです。 (9) 一時預かり事業です。こちら幼稚園型と幼稚園型以外に分かれてございます。幼稚園型の一時預かり事業については、量の見込みと確保方策の実績値が計画値を大幅に上回っております。こちらについては、昨年度の説明と同様ですが、令和元年度から新たに幼稚園型の一時預かり事業を開始した施設の実績が、計画値を大幅に上回ったためになります。一方、幼稚園型以外の一時的預かり事業の量の見込みと確保方策について、計画値を下回っています。幼稚園型以外の一時的預かり事業というのは、認可保育所などでやっている一時的預かりになります。在園児以外の方が利用する事業でございます。 (10) 病児保育事業（病児・病後保育事業）です。第4章では重点事業通番 39「病児・病後児保育事務事業」として掲載している事業でございます。こちらも量の見込みの実績値が計画値を大幅に下回る結果となっています。なお、確保方策の数値になりますが、これは各施設の利用可能人数になりますので、計画値と同値になります。 (11) ファミリー・サポート・センター事業です。こちらも第4章の重点事業通番 41 の4つあった事業のうちの一つということになっております。こちらの事業は、昨年度と同程度の実績となっており、「量の見込み」、「確保方策」が計画値を下回る実績となりました。この事業については必要な方が利用できる事業ということになってございますので、量の見込みと確保方策が同数となり、差引は0になっております。 (12) 妊婦健康診査事業です。この事業は、受診対象者が全員受診できる事業でございますので、量の見込みと確保方策は同数となり、差引が0ということになっています。 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業です。量の見込みと確保方策の実績については資料に記載のとおりですが、この事業については、第4章で重点事業通番 13「基幹型保育所システム事業」計画書では、65 ページに掲載しているものとなっています。 最後に(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（副食費）です。実績については、副食費の補助を行い 348 人となっております。2つ目の区分「地域子ども・子育て支援事業」の説明は以上です。 これについて御意見、御質問ありましたら挙手をお願いいたします。 いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。それでは、第5章の前半部分が終わったということで、今日はもうそろそろ、8時半を回ってしまいましたので、
------------	--

事務局	議事は終了としまして、次回、質疑応答にしたいと思いますが、いかがでしょうか。 また、その他に関して、事務局の方から御説明をよろしくお願いいたします。 本日は長時間に渡りありがとうございました。次回の日程につきましては、8月27日火曜日となります。時間、場所は本日と同じ、午後6時30分から、第一・第二委員会室ということになります。 本日は、かなり駆け足で御説明をした部分もありますので、もしかしたら後でお気づきになる点もあるかもしれません。次回の会議を効率的に行う観点から第5章については特に、御意見、御質問等がありましたら、あらかじめお伺いできればと考えております。つきましては、7月19日金曜日ごろまでに、これから説明するところも含めまして、御意見、御質問などがありましたら、事前にいただければ、よりスムーズな会議運営ができるのではないかと考えておりますので、御協力をお願いできればと思っております。 冒頭に御説明をさせていただきましたとおり、今回は、計画策定に関する議論をいただくのがメインということになりますので、第5章の後半部分を御説明させていただきますして、御意見、御質問をいただいた後に、計画の策定に関しての御説明をさせていただく予定としております。 以上よろしくお願いいたします。
会長	今月の中旬ぐらいまでに、御意見、御質問などございましたら、次回説明する範囲でも構いませんので、メールか電話で事務局の方へお問い合わせいただければと思います。今日は皆さんの御協力で、大体時間のとおりに進んでいきました。どうもありがとうございました。これをもちまして、この会議を閉会したいと思います。次回よろしくお願いいたします。

— 了 —